

静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合 御中

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局長

県内観光促進事業「今こそ しずおか 元気旅Ⅱ」の新規予約への
割引停止について（通知）

日頃から、本県の観光行政について、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

静岡県では、オミクロン株が全国的にも広がり、今後の急速な感染拡大が懸念される中、積極的な旅行促進を避ける観点から、県民及び隣接県民（山梨、長野、愛知、神奈川）を対象とした県内観光促進事業「今こそ しずおか 元気旅Ⅱ」（事業期間：令和4年1月11日から31日）については、事業停止判断の基準である国評価レベル3相当に至っておりませんが、1月12日（水）以降の新規予約への割引を停止いたします。なお、1月11日（火）までに予約した旅行については引き続き、割引対象といたします。（今回の新規予約への割引停止に関する概要は別添のとおり）

つきましては、貴団体の会員の皆様に御周知いただくとともに、引き続き、本県が昨年度作成した「新型コロナウイルス感染症に関する対応方針」や各業界のガイドライン等を遵守いただき、感染防止対策の再度の徹底をお願いいたします。

<県内宿泊・日帰り旅行割引の対応>

○感染拡大防止の観点から、以下のとおり対応

- ・令和4年1月12日（水）以降の新たな予約については、割引を停止
（1月11日（火）までに予約した旅行については、割引対象）
- ・コールセンターにて、旅行者・事業者からの問い合わせに対応

※システムや事業者の準備の都合上、県内外でのコンビニでの旅行券発券は1月15日以降に停止

<問い合わせ窓口>

- ・元気旅事務局コールセンター（電話番号：0570-666-867）
利用者・事業者共通 時間 10：00～19：00

担 当 観光振興課 観光振興班
電話番号 054-221-3637
FAX 番号 054-221-3627
メールアドレス kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

会 見 日 2022/01/11
タイトル 県内観光促進事業の見直し
「今こそ しずおか 元気旅Ⅱ」
担 当 スポーツ・文化観光部 観光振興課
連 絡 先 観光振興班 TEL 054-221-3637



県内観光促進事業の新規予約への割引を停止

静岡県では、オミクロン株が全国的にも広がり、今後の急速な感染拡大が懸念される中、積極的な旅行促進を避ける観点から、県内観光促進事業「今こそ しずおか 元気旅Ⅱ」（事業期間：令和4年1月11日から令和4年1月31日まで）については、事業停止判断の基準である国評価レベル3相当に至っておりませんが、1月12日（水）以降の新規予約への割引を、停止いたします。なお、1月11日（火）までに予約した旅行については引き続き、割引対象といたします。

1 県内宿泊・日帰り旅行割引の対応

○感染拡大防止の観点から、以下のとおり対応

- ・明日、1月12日（水）以降の新たな予約については割引を停止（1月11日（火）までに予約した旅行については割引対象）
- ・コールセンターにて、旅行者・事業者からの問い合わせに対応

※システムや事業者の準備の都合上、県内外のコンビニでの旅行券発券は1月15日以降に停止

2 問い合わせ窓口

問い合わせ先 元気旅事務局コールセンター 電話番号 0570-666-867
利用者・事業者共通 時間 10:00~19:00

<参考>事業概要（今こそ しずおか 元気旅Ⅱ）

対象者	静岡県及び隣接する山梨県、長野県、愛知県、神奈川県各県民	
事業期間	令和4年1月11日（火）～1月31日（月）※1月12日（水）以降の新規予約割引を停止	
割引内容 〔①+③〕 〔②+③〕	①宿泊割引	県内宿泊施設の宿泊費の1/2以内（1人1泊最大5,000円）
	②日帰り旅行割引	旅行商品代金の1/2以内（1人最大5,000円）
	③地域クーポン	割引に合わせ付与（1人最大2,000円）
利用方法 (①又は②)	①コンビニで購入した旅行券・地域クーポンを現地支払いの際に利用 ②県内旅行業店舗での旅行予約を割引し、地域クーポンを土産物店等で利用	
安全安心 対 策	・ワクチン・検査パッケージの活用による利用者の接種歴や陰性検査結果の確認 ・ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）の利用 ・旅行者、受け入れ施設双方に対し、基本的な感染防止対策を徹底	